生命科学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

#### 1. 取得できる免許状の種類及び教科

	免許状の種類・教科						
学科	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状					
先端生命科学科	理科	理科					
産業生命科学科	理科	理科					

#### 教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許 状取得に関する質問等がある場合 は、教職課程教育センターへ来室 してください。

#### 教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、 教員採用試験問題集、中学校及び 高等学校の教科書等を置いていま す(貸出可)。また、図書館の資 格・就職コーナー、雑誌コーナー にも教職に関する資料(教科書は 除く)があります。積極的に活用 してください。

#### 教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。必ず1日に1回は確認するようにしてください。

#### 2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格

学士の学位を有すること 学部の履修規定をよく読んで 卒業要件単位数を満たすこと

	必要な区分 (法定単位)	本学におり	ナる最低修得単	.位数	
第教 6 6	日本国憲法(2)		2		
6条の6	体 育(2)			3	
6に定め	外 国 語 コミュニケーション(2)	各免言	午状共通	2	
る行 科規 目則	数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作 (2)				
教育の基礎的理解に		中学校		33	
(‡	関する科目等 □学校27)(高校23)	高 校		29	
粉系	   	先端生命科	中学校	31	
	関する科目	学科	高校	27	
(4	コ学校28)(高校24) *取得希望校種ごとに	産業生命科	中学校	31	
修得すること		学科 高 校		27	
大学が独自に 設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種ごとに 修得すること		中学校		0	
		高 校		3	

( )内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

### 3. 必要な区分の詳細

(1)教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び 人工知能に関する科目又は情報機器の操作〕

免許法施行規則に定める科目区	[分	本学における開設授業科目等			
科目	単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数		
日本国憲法	2	日本国憲法(2)	2 単位 必修		
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)	3 単位 必修		
体 う 外 国 語 コミュニケーション		基礎英語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 基礎英語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 基礎英語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 初級英語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 初級英語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 初級英語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 中級英語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 中級英語語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 中級英語語(コミュニケーション) $\Pi(1)$ 上級英語語(ププィスカッション) $\Pi(1)$ 上級英語PLUS(S&W) $\Pi(1)$ 上級英語PLUS(S&W) $\Pi(1)$ 上級英語	2 単位 選択必修		
数理、データ活用及び 数理、データ活用及び 人工知能に 人工知能に関する科目	2	ア データ・A I と社会(2)	ア・イいずれか 2 単位選択必修		
又は情報機器の操作 情報機器の 操作 操作		イ 基礎コンピュータ演習(2)	2 平过选扒处形		

### 注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習 I(4)」または「教育実習 I(2)」を履修することができません。

## (2)教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等				
教育の基礎的理解に関する科目等 -		単位 中学校	立数 高校	授業科目(単位数)	最低修得中学校	岸単位数 高校	備考	
	教育の理念並びに教育に関する歴史 及び思想			教育原論(2) 教育人間学(2)	2 単選択』		3年次末までに 修得すること	
教育	教職の意義及び教員の役割・職務内 容(チーム学校運営への対応を含 む。)			教職論(2)	2 単 必f		3年次末までに 修得すること	
基礎	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び			教育社会学(2)	2 単			
的理解	学校安全への対応を含む。)	10	10	教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選	択		
牌 に 関 す	幼児、児童及び生徒の心身の発達及 び学習の過程			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4 単 必f		3年次末までに いずれか1科目 を修得すること	
る科目	特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解			特別支援教育論(2)	2 単 必f		3年次末までに 修得すること (注2)	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを 含む。)			教育課程論(2)	2 単 必f			
道	道徳の理論及び指導法	10		道徳教育論(2)	2 単位 必修	_		
生徒指導、	総合的な学習(探究)の時間の指導法		8	総合的な学習の時間の指導法(2)	2 単			
担等のない	特別活動の指導法			特別活動論(2)	2 単必何			
教育相	教育の方法及び技術			教育の方法と技術(情報通信技 術の活用を含む)(2)	2単位			
教育相談等に関する科目な学習の時間等の指導法及	情報通信技術を活用した教育の理論 及び方法			教育方法の理論と実践(情報通信技術の活用を含む)(2)	選択/	必修 		
関等の指	生徒指導の理論及び方法				生徒・進路指導論(2)	2単		3年次末までに
る科目	進路指導及びキャリア教育の理論及 び方法				必任	<b>》</b>	修得すること	
<sup>1</sup> 及 び 	教育相談(カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。)の理論及び 方法			教育相談の基礎と方法(2)	2 単 必f		3年次末までに 修得すること	
関教	教育実習	75	3	教育実習事前指導(1)	1 単 必f		3年次末までに 修得すること	
す育実料に	(X月天百)	ິວ		教育実習 I (4) 教育実習 II (2) 事後指導を含む	4 単位 必修	2 単位 必修		
	教職実践演習	2	2	教職実践演習(中・高)(2)	2 単位 必修			
	最低修得単位数	27	23	合 計	33	29		

- 1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
- 2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。 高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
- 3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習 I (4)」を 履修しなければなりません。「教育実習 I (4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取 得に必要な単位に振り替えます。

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校·高校 理科》

先端生命科学科

		施行規則に定める科目区分	本学における開設授業科目等				
科	目	各科目に含めることが必要な事項	最低修行	导単位数	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
×.	分	分   存付日に召めることが必要な事項「		高校	<b>坟未</b> 件日(早位数)	中学校	高校
		物理学	1 単位	立以上	物理学通論 A(2) 物理学通論 B(2)	4 単位必修	4 単位必修
		化  学	1 単位	立以上	化学通論A(2) 化学通論B(2)	4 単位必修	4 単位必修
			生物学通論 A(2) 生物学通論 B(2)			4 単位必修	4 単位必修
教科及び	教科に関	生物学	1 単位	生命科学概論(2) 物質生物化学(2) 生命倫理(2) 分子生物学(2) 代謝生物化学(2) 細胞生物学(2)		選択	選択
教科の	する専	地  学	1 単位以上		地学通論A(2) 地学通論B(2)	4単位必修	4 単位必修
指導法に関す	門的事項	物理学実験· 化学実験· 生物学実験· 地学実験	1 単位以上		物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1)	7 単位 必修	-
する科目		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	1 単位	立以上	物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1) 先端生命科学実習1(6) 先端生命科学実習2(6)	_	7 単位 必修  選択
		教科に関する専門的事項 最低修得単位			拉数 小計	23	23
		枚科の指導法(情報通信技術の活用 含む。)	8単位以上	4 単位 以上	ア 理科教育法1(2) 理科教育法2(2) イ 理科教育法3(2) 理科教育法4(2)	8 単位 必修	ア・イ いずれか 4単位 選択必修
		合 計	28	24	<u></u>	31	27

- 1. 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数23単位のうち、19単位以上を修得していないと4年次に「教育実習 I(4)」または「教育実習 I(2)」を履修することはできません。
- 2. 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までにア「理科教育法 1(2)」「理科教育法 2(2)」またはイ「理科教育法 3(2)」「理科教育法 4(2)」いずれか 4 単位を修得していないと 4 年次に「教育実習 1(4)」または「教育実習 1(2)」を履修することはできません。
- 3. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

### 《中学校·高校 理科》

### 産業生命科学科

		施行規則に定める科目区分	本学における開設授業科目等				
科	·目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数	
×	分	合件日に召めることか必安は事項	中学校	高校	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	中学校	高校
		物理学	1 単位	立以上	物理学通論A(2) 物理学通論B(2)	4単位必修	4 単位必修
		化  学	1 単位	立以上	化学通論A(2) 化学通論B(2)	4単位必修	4 単位必修
					生物学通論A(2) 生物学通論B(2)	4単位必修	4 単位必修
教科及び教科の	教科に関する専門的事項	生物学	1 単位以上		生命科学概論(2) 物質生物化学(2) 生命倫理(2) 分子生物学(2) 代謝生物化学(2) 細胞生物学(2) 農業生物学(2) 生命科学リテラシー(2) 日常生活と生命科学(2) 現代社会と生命科学(2)	選択	選択
指導法		地  学	1 単位以上		地学通論A(2) 地学通論B(2)	4 単位必修	4 単位必修
に関する科		物理学実験· 化学実験· 生物学実験· 地学実験	1 単位以上		物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1)	7 単位 必修	_
		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	立以上	物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1)	1	7 単位 必修	
		教科に関する専門的	事項 最低修得単位		拉数 小計	23	23
	各教科の指導法(情報通信技術の活用 8単位 4単 を含む。) 以上 以上 以上				ア 理科教育法1(2) 理科教育法2(2) イ 理科教育法3(2) 理科教育法4(2)	8 単位 必修	ア・イ いずれか 4単位 選択必修
		合 計	28	24	合 計	31	27

- 1. 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数23単位のうち、19単位以上を修得していないと4年次に「教育実習 I(4)」または「教育実習 I(2)」を履修することはできません。
- 2. 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までにア「理科教育法 1(2)」「理科教育法 2(2)」またはイ「理科教育法 3(2)」「理科教育法 4(2)」いずれか 4 単位を修得していないと 4 年次に「教育実習 1(4)」または「教育実習 1(2)」を履修することはできません。
- 3. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

### (4) 大学が独自に設定する科目

	単位数		本学における開設授業科目等					
免許法施行規則に定める 科目区分	中学校	高校	免許状の	授業科目(単位数)	最低修得単位数			
	中子校   高於 	同仪	<sup>高仪</sup> 種類・教科		中学校	高校		
		高 校 全教科	道徳教育論(2)	_	2 単位 必修			
大学が独自に 設定する科目	4	12	中学校 高 校 全教科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナール I A(2) 教職ゼミナール I B(2) 教職ゼミナール II A(2) 教職ゼミナール II B(2) 教職ゼミナール II A(2)	選択	選択 必修		
合 計	4	12		0	3			

- 1. 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 2. 中学校理科については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 3. 高校理科については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で9単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は必修の「道徳教育論(2)」を含め3単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。